「幼児教育・保育の無償化」ってなぁに？

10月1日から、いよいよ幼児教育・保育の無償化制度が始まりました！
「本当に無償になるの？」「無償化にならない費用もあるかも？」など、気になる点もたくさんありますよね。
そんな人のために、「幼児教育・保育の無償化」制度を一から見ていきましょう！

「幼児教育・保育の無償化」制度って？

小学校入学前３年間（３～５歳児クラス）の幼稚園、保育園、認定こども園の利用料（保育料）が無料になる制度です。市民税が非課税の世帯は、０～２歳児クラスも対象となります。
※通園送迎費、食材料費、行事費などは従来どおり保護者負担です。

＜対象施設・サービス、上限額＞

保育所 認定こども園 無料	幼稚園 無料 （子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は月額 2.57 万円まで）	幼稚園・ 認定こども園（教育利用） の預かり保育 （月額 1.13 万円まで） ※利用日数×450円が上限額となります。	認可外保育施設等 （月額 3.7 万円まで） ※０～２歳児は月額 4.2 万円まで

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。幼稚園、保育園、認定こども園に通っていない人で、「保育の必要性」がある人が利用する場合に無償化の対象となります。
※企業主導型保育施設を利用している人は、①従業員枠で利用している場合、②地域枠で利用していて「保育の必要性の認定」を受けている場合に、無償化の対象となります。

無償化のポイントはここ！

●いままで支払っていた利用料（保育料）が無料に！
幼稚園、保育園、認定こども園に通っている場合、いままで支払っていた利用料（保育料）を支払う必要がなくなります（食材料費などは、従来どおり保護者負担です）。
また、標準時間（教育標準時間、保育標準時間、保育短時間）の利用については、無償化のための手続きは必要ありません。

●以下に該当する人は、無償化のための手続きが必要です。

◆幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育を利用する場合
◆認可外保育施設等を利用する場合

＜利用する前＞
「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定）を受けるための申請をしてください。
※日付をさかのぼって認定することはできませんのでご注意ください。
※施設等利用給付認定の認定期間は年度末（令和２年３月31日）までです。
来年度（令和２年度）認定が必要な人は、令和２年３月13日（金）までに申請をしてください（年度ごとに申請が必要です）。

＜利用時＞
利用料をいったん施設へ支払い、「領収証」と「支援提供証明書」を利用施設から受け取ってください。これらの書類は償還払い（キャッシュバック）に必要ですので、大切に保管してください。

＜利用した後＞
請求書に「領収証」「支援提供証明書」などの必要書類を添えて、市へ請求手続きをしてください。

償還払い（キャッシュバック）の手続きは、四半期ごとに行う予定です。
【本年度のスケジュール】
●幼稚園…園を通じてお知らせします。
●保育園、こども園…10～12月利用分を令和２年１月中旬までに請求していただき、令和２年３月に支払う予定です。詳細が決まりしだい、市ホームページなどでお知らせします。

ホームページをチェック！

市ホームページへ無償化制度に関する情報を掲載中！
随時更新していますので、定期的にご確認ください。

幼児教育・保育の無償化

素朴なギモン

食材料費についての減免制度はあるの？
あります。副食費については、①年収360万円未満相当世帯の子ども、②負担額算定基準子ども（教育認定：小学校３年生以下、保育認定：就学前の子ども）のうち第３子以降の子どもは免除されます。
※主食費の減免制度はありません。

無償化の対象にならない「食材料費」はどのように支払うの？
幼稚園と私立の保育園・こども園は、施設に直接支払ってください。公立の保育園・こども園の副食費（おかず代など）は、口座振替で支払ってください。

延長保育や預かり保育は対象？
保育園、認定こども園（保育利用）の延長保育は無償化の対象外です。
幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育は、事前に「保育の必要性がある」と認定を受けた場合は無償化の対象となります。